一般競争入札参加資格確認申請書

|  |  |
| --- | --- |
|  | 年　　　月　　　日 |
| 商号又は名称 |  |

※　共同企業体の場合は、共同企業体名、代表者である構成員の商号又は名称を記入してください。

　下記の一般競争入札に参加する資格について確認されたく、必要な書類を添えて申請します。

　なお、書類の内容は、事実と相違ありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事・業務名 | 京都市崇仁市営住宅整備工事　ただし、３１号棟解体撤去工事 |
| 提出書類 | ・　入札金額に対応する積算内訳書  ・　一般競争入札参加資格確認申請書（この書類）  ・　建設業の許可通知書又は許可証明書の写し（代表者である構成員）  ・　直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（全ての構成員）  ・　技術者配置予定調書［証明できる書類を添付］※　入札公告に記載の人数分まで  ・　特定建設工事共同企業体協定書（甲）の写し |
| 連絡先 | 担当者名  電話　　　　　　－　　　　－  電話　　　　　　－　　　　－　　　　　　　※　開札時に確実に連絡が取れる電話 |

※　提出書類の電子データが３ＭＢを超えるため電子入札システムに全てを添付できない場合や、３ＭＢ以下に圧縮すると判読できなくなる場合等は、３ＭＢ以下に収まる書類を電子入札システムに添付し、他の書類を契約課内の「入札資料提出ポスト」に投函してください。

［提出期限］　　令和７年８月５日（火）午後５時

［主な参加要件］解体Ａ等級（２ＪＶ又は３ＪＶ）

技術者配置予定調書

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 |  |
| 技術者の氏名 |  |
| 従事させる役割 | □　監理技術者　→　監へ  □　監理技術者補佐　→　補（２か所）へ（監理技術者資格があれば監へ）  □　主任技術者　→　主へ（監理技術者資格があれば監へ） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 技術者が有する資格等 | | 添付書類（Ａ４判） |
| 監 | □　監理技術者資格を有する。 | ・　監理技術者資格者証（表面・裏面）の写し  ※　裏面に講習修了履歴の記載がない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証の表面の写し  ※　監理技術者資格者証で３か月以上の継続雇用を確認できないときは、３か月以上の継続雇用を確認できる書類（注１）の写し（代表者は不要） |
| 補 | □　１級技士補資格（１級技術検定の第１次検定合格）を有する。  １級技士補名 | ・　１級技士補（１級の技術検定の第１次検定合格）を証明できる書類（合格証明書等）の写し |
| 補・主 | □　主任技術者に必要な国家資格、学歴、実務経験を有する。  国家資格名  指定学科卒業歴  実務経験　　　　　　　　　年　　か月 | ・　主任技術者に必要な国家資格、学歴、実務経験等を証明できる書類（合格証明書、実務経験証明書、卒業証明書等）の写し（注２）  ・　３か月以上の継続雇用を確認できる書類（注１）の写し（代表者は不要）  ※　主任技術者になり得ることが確認できる範囲で左に記入し、書類を添付してください。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 従事中・従事予定 | 工事等名 |  |
| 場所 |  |
| 発注者名 |  |
| 契約金額 | 円（税込） |
| 工期等 | 年　　月　　日～　　　　　年　　月　　日  □　　月　　日に検査を終え、手直し指示がなく、後片付けのみ残存  □　　月　　日予定の検査が発注者都合で遅延中 |
| 役割 | □　監理技術者　　□　監理技術者補佐　　□　主任技術者 |
| 専任／兼任 | □　専任  □　契約金額（税込）が４千５百万円（建築一式工事では９千万円）未満のため兼任予定  □　ＩＣＴを活用した遠隔施工管理（要件あり）による兼任（特例１号）予定  □　監理技術者補佐の専任配置（要件あり）による監理技術者の兼任（特例２号）予定  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

注１　事業所名の記載がある健康保険情報（健康保険証、「資格情報のお知らせ」、マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」ＰＤＦ、資格確認書）（保険者番号・被保険者記号番号等を黒塗り）、住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者証、源泉徴収票等（事業所名の記載がない健康保険証等など、１つの書類のみで十分に確認できない場合は、複数の書類を組み合わせてください。）

注２　資格・学歴等によって必要書類は異なります。主任技術者の要件（国家資格／国家資格＋実務経験年数／指定学科卒＋実務経験年数／実務経験年数）は、国土交通省ホームページ等を御覧ください。

※　法令上、契約金額（税込）４千５百万円（建築一式工事では９千万円）以上では、準備期間、工場製作のみの期間、完成検査後の後片付けのみの期間等を除いて専任が必要です。（ＩＣＴを活用した遠隔施工管理による兼任、監理技術者補佐の専任配置による監理技術者の兼任、ＩＣＴを活用した営業所技術者・特定営業所技術者による兼任、一体性がある工作物等の工事の兼任、密接・近接施工による主任技術者の兼任を除きます。詳細は、国土交通省ホームページ等を御覧ください。）

　　そのため、他の工事等（発注者を問いません。）への配置状況を本調書及びコリンズで確認しますので、コリンズへの反映が遅れている場合は「登録内容確認書」又は発注機関確認担当者の署名を得た「登録のための確認のお願い」の写しを添付し、民間工事の場合は契約書等を添付してください。（１つの書類のみで十分に確認できない場合は、複数の書類を組み合わせてください。）

技術者配置予定調書（続き）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 従事中・従事予定 | 工事等名 |  |
| 場所 |  |
| 発注者名 |  |
| 契約金額 | 円（税込） |
| 工期等 | 年　　月　　日～　　　　　年　　月　　日  □　　月　　日に検査を終え、手直し指示がなく、後片付けのみ残存  □　　月　　日予定の検査が発注者都合で遅延中 |
| 役割 | □　監理技術者　　□　監理技術者補佐　　□　主任技術者 |
| 専任／兼任 | □　専任  □　契約金額（税込）が４千５百万円（建築一式工事では９千万円）未満のため兼任予定  □　ＩＣＴを活用した遠隔施工管理（要件あり）による兼任（特例１号）予定  □　監理技術者補佐の専任配置（要件あり）による監理技術者の兼任（特例２号）予定  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 従事中・従事予定 | 工事等名 |  |
| 場所 |  |
| 発注者名 |  |
| 契約金額 | 円（税込） |
| 工期等 | 年　　月　　日～　　　　　年　　月　　日  □　　月　　日に検査を終え、手直し指示がなく、後片付けのみ残存  □　　月　　日予定の検査が発注者都合で遅延中 |
| 役割 | □　監理技術者　　□　監理技術者補佐　　□　主任技術者 |
| 専任／兼任 | □　専任  □　契約金額（税込）が４千５百万円（建築一式工事では９千万円）未満のため兼任予定  □　ＩＣＴを活用した遠隔施工管理（要件あり）による兼任（特例１号）予定  □　監理技術者補佐の専任配置（要件あり）による監理技術者の兼任（特例２号）予定  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 従事中・従事予定 | 工事等名 |  |
| 場所 |  |
| 発注者名 |  |
| 契約金額 | 円（税込） |
| 工期等 | 年　　月　　日～　　　　　年　　月　　日  □　　月　　日に検査を終え、手直し指示がなく、後片付けのみ残存  □　　月　　日予定の検査が発注者都合で遅延中 |
| 役割 | □　監理技術者　　□　監理技術者補佐　　□　主任技術者 |
| 専任／兼任 | □　専任  □　契約金額（税込）が４千５百万円（建築一式工事では９千万円）未満のため兼任予定  □　ＩＣＴを活用した遠隔施工管理（要件あり）による兼任（特例１号）予定  □　監理技術者補佐の専任配置（要件あり）による監理技術者の兼任（特例２号）予定  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |  |
| --- | --- |
| 営業所技術者・特定営業所技術者との兼任 | □　契約金額が４千５百万円（建築一式工事では９千万円）未満で、場所が近接し、常時連絡を取れるため営業所と兼任予定  □　ＩＣＴを活用した遠隔施工管理（要件あり）により営業所と兼任予定 |

特定建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) ○○発注に係る○○建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を○○市○○区○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、建設工事の請負契約の履行後○か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

注　○の部分には、例えば３と記入する。

２　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○府○○市○○区○○町○○番地

○○建設株式会社

○○府○○市○○区○○町○○番地

○○建設株式会社

○○府○○市○○区○○町○○番地

○○建設株式会社

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限等）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分代金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第１条第１号に規定する建設工事が議会の議決を要する契約の場合であって、当該契約が仮契約中に発注者から解除され、当該解除に伴う違約金（以下「仮契約解除に係る違約金」という。）が発生したときは、仮契約解除に係る違約金が発生した原因となる行為を行った構成員が当企業体を代表して、当該仮契約解除に係る違約金を支払うものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○建設株式会社　○○％

○○建設株式会社　○○％

○○建設株式会社　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。ただし、当該代表者名義以外の者が仮契約解除に係る違約金が発生した原因となる行為を行った構成員である場合は、この限りでない。

（決算）

第12条　当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（仮契約解除に係る違約金の責任の分担）

第14条の２　仮契約解除に係る違約金は、仮契約解除に係る違約金が発生した原因となる行為を行った構成員が全額負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第16条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第17条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該工事目的物につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責任を負うものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○建設株式会社ほか○社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

　　　　年　　月　　日

○○建設株式会社

代表取締役　○○○○　印

○○建設株式会社

代表取締役　○○○○　印

○○建設株式会社

代表取締役　○○○○　印